

日本大学国際関係学部とニューヨーク州立  
ストーニーブルック大学間の協力に関する覚書

日本大学国際関係学部（以下「甲」という）とニューヨーク州立ストーニーブルック大学（以下「乙」という）は、相互の関係を深めることを共通の目的とし、本提携が双方にとり文化の交流、科学の発展、日米両国の友好関係の強化に大いに寄与するものとの確信に基づき、次のとおり協力に関する覚書を締結することに同意する。

第 1 条

本覚書は、以下の活動分野を促進する。

- 1 学生の交換
- 2 教職員の交換
- 3 共同研究及び相互に関心ある出版活動、学術文献の交換、両校間の情報ネットワーク・ワークの共有を含む教育・文化プログラムの実施

第 2 条

両校間における特定分野での協力、共同活動を実施するための細則は、別に定めるものとし、本覚書に添付する。

第 3 条

- 1 本覚書に基づくすべての活動を実施する場合は、各校の格式、伝統、学則を尊重し、遵守するものとする。
  - 2 一方の大学から他方の大学へ派遣される教職員および学生は、アメリカ合衆国並びに日本国の入国管理令を遵守し、かつ、乙と甲の規則に従うものとする。
- \* 上記の項目については、概要を示す個別の添付書を伴うものとする。

第 4 条

- 1 本覚書は、署名日から発効し、5年間有効とする。
- 2 相互協力活動の効率化をはかるため、甲と乙は、双方が合意する追加書

面をもって本覚書の内容を変更，追加することに同意する。

- 3 本覚書は，甲又は乙から有効期間満了日までに書面により解約の申し出が無い限り，5年間自動的に延長されるものとする。双方とも本覚書の解約をする場合は，最低6か月前に文書により通告するものとする。本覚書が解約となったとしても，交換留学プログラムに参加している学生の受入条件は，受入大学によって保証されるものとする。

日本大学国際関係学部  
学部長

ニューヨーク州立  
ストーニーブルック大学  
国際交流担当責任者

佐藤三武朗

佐藤 三武朗

2009年10月28日

W. Arens

ウィリアム・アレンズ

09年12月02日

日本大学総長

ニューヨーク州立  
ストーニーブルック大学学長

酒井健夫

酒井 健夫

2009年10月30日

Samuel Stanley, Jr.

サムエル・スタンレ，ジュニア

年 月 日